

田辺周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

制定 昭和46年6月25日 条例第10号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

第1条 この条例は、田辺周辺広域市町村圏組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、田辺市職員の勤務時間、休日等に関する条例（平成17年田辺市条例第34号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。